

## 浜松市健康広場整備事業費補助金交付要綱

### (要旨)

第1条 市長は、市民の体力づくり及び健康の保持・増進のため、自治会、校区体育振興会又は地域に貢献するものと自治会が承認する団体（以下「地域団体等」という。）が設置する広場（以下「健康広場」という。）の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、健康広場とは、広場としての面積が500平方メートル以上の私有地で、地域団体等が整備し管理運営するものをいう。

### (補助対象)

第3条 補助対象は、前条に規定する健康広場を設置するための整備事業とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康広場の整地
- (2) 附帯設備の設置
  - ア 境界フェンス・防球ネット
  - イ 便所・手洗場・器具庫

### (補助金額)

第4条 当該施設についての補助は、1回限りとし、補助金の補助率は、対象事業費の1/2、補助金限度額は500,000円とする。

### (交付の申請)

第5条 地域団体等は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、下記書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の額を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 地域団体等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年

間保管しておかなければならない。

(事業実績の報告)

第8条 地域団体等は、補助金交付を受けた後、当該交付に係る事業が完了したときは、事業完了後3週間以内に下記書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(第5号様式)

(2) 収支決算書(第6号様式)

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の額を決定し、補助金確定通知書(第7号様式)により通知する。

(補助金の請求)

第10条 地域団体等は、補助金確定通知書受領後10日以内に請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃止)

第11条 地域団体等は、健康広場を廃止しようとするときは、健康広場廃止届(第9号様式)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度から平成23年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度から平成27年度までの補助金に適用する。

第1号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

申請者 団 体 名

代表者住所

氏名

印

電話( ) -

補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度において、健康広場整備事業を実施したいので補助金の交付を申請します。

記

申請金額

円

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 団 体 名  
代表者住所  
氏名 印  
電話（ ） -

事 業 計 画 書

記

- 1 施設名称及び所在地
  - 2 設置主体及び運営主体
  - 3 設置目的及び主な利用計画
  - 4 設置規模及び構造
    - （1）敷地面積
    - （2）敷地の所有関係（設置者（管理者）所在地・借地・買収予定地）
- 注：借地の場合、契約書の写しを添付すること。また、敷地が農地の場合は、農地転用申請許可関係書類の写しを添付すること。
- （3）施設構造及び内容

施設設備名	数量	構造及び規格	単価	金額

注：業者の見積書の写しを添付すること。

- （4）施設設計図面（配置図・平面図）
- （5）実施前の写真
- 5 事業実施時
  - 着手（予定）平成 年 月 日
  - 完了（予定）平成 年 月 日
- 6 その他

前記報告事項につきまして審査しました。

平成 年 月 日

審査（検査）担当者氏名印

印

第3号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 団 体 名

代表者住所

氏名

印

電話( ) -

収 支 予 算 書

記

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金		
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

第4号様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

団 体 名

代表者氏名

様

浜松市長

### 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり交付決定したので通知します。

#### 記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 対象事業 健康広場整備事業
- 3 条 件
  - (1) 補助金は、当該事業の目的にのみ使用すること。
  - (2) 補助事業等の中止内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
  - (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
  - (6) 事業完了後、補助事業実績報告書を市長に提出すること。

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 団体名  
代表者住所  
氏名 印  
電話（ ） -

補助事業実績報告書

平成 年 月 日浜松市指令 第 号により補助金交付決定のあった事業について、下記のとおり完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設名称及び所在地
- 2 設置主体及び運営主体
- 3 設置目的及び主な利用計画
- 4 設置規模及び構造

（1）敷地面積

（2）敷地の所有関係（設置者（管理者）所在地・借地・買収予定地）

注：借地の場合、契約書の写しを添付すること。また、敷地が農地の場合は、農地転用申請許可関係書類の写しを添付すること。

（3）施設構造及び内容

施設設備名	数量	構造及び規格	単価	金額

注：業者の請求明細書及び領収書の写しを添付すること。

（4）施設設計図面（配置図・平面図）

（5）実施後の写真

5 事業実施時

着手 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

6 その他

前記報告事項につきまして審査しました。

平成 年 月 日

審査担当者氏名印

印

(あて先)浜松市長

申請者 団 体 名

代表者住所

氏名

印

電話( ) -

収 支 決 算 書

記

1 収入の部

科 目	予 算 額 ( A )	決 算 額 ( B )	比較増減 ( A ) - ( B )	摘要
市補助金				
計				

2 支出の部

科 目	予 算 額 ( A )	決 算 額 ( B )	比較増減 ( A ) - ( B )	摘要
計				



第7号様式（第9条関係）

浜 第 号  
平成 年 月 日

団 体 名  
代表者氏名

様

浜松市長

補 助 金 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けの補助事業実績報告書を審査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 対象事業 健康広場整備事業

第8号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体名  
代表者住所  
氏名 印  
電話( ) -

請 求 書

ただし、平成 年 月 日浜松市指令 第 号により補助金の確定を受けた健康広場整備  
事業費補助金として下記のとおり請求します。

記

金 円

- 口座振替先金融機関名
- 口座種別 番号
- 口座名義

第9号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

届出者 団 体 名  
代表者住所  
氏名

印

健 康 広 場 廃 止 届

健康広場整備事業により設置した健康広場を廃止したので、次のとおり届け出ます。

記

健康広場名称	
所在地	
廃止の年月日	平成 年 月 日
廃止予定の年月日	平成 年 月 日
廃止の理由	

備考 廃止予定の場合は、廃止予定の年月日に記入すること。